平成２４年（フ）第１８０８号
大阪府八尾市桜ケ丘３丁目16番地　Ｆ棟、前住所大阪市生野区舎利寺２丁目16番２号
破産者　伊藤　俊博
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０３３号
大阪府東大阪市大蓮東３丁目15番２号401号
破産者　徳永加津之
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３４４号
奈良市富雄北２丁目９番37―301号
破産者　岩田　雄造
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５６６号
大阪市西区境川１丁目２番43―503号、住民票上の住所大阪市港区三先１丁目１番16号
破産者　塩見　廣美
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５９８号
大阪府枚方市伊加賀西町２番４―707号
破産者　阪井　俊介
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８２３号
大阪府寝屋川市対馬江西町６番１号、前住所大阪府寝屋川市仁和寺町24番10号
破産者　長岡　君子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９７７号
大阪府寝屋川市境橋町１番27号、前住所大阪府交野市天野が原町３丁目２番９号
破産者　薩摩　周一
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８１０号
大阪府東大阪市横小路町４丁目５番34号　細川ハイツＡ－５号室
破産者　松下　紀子
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９４０号
大阪市住吉区我孫子西１丁目11番３―504号
破産者　小林　由明
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１５９号
大阪府豊中市東豊中町５丁目17番１号
破産者　山田　淳子
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１９４号
京都市北区紫野上御所田町40―４　西山和秀方、開始決定時の住所大阪府豊中市曽根東町１丁目11番46―120号
破産者　宮嶋　幸江
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３９２号
大阪府河内長野市市町1328番地サンヒルズ千代田Ⅱ101号
破産者　山本　和子
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３５４号
大阪市西成区鶴見橋２丁目８番36号、前住所大阪府堺市美原区多治井125番地12
破産者　平松　和義
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６２８号
大阪府茨木市若園町33番10号カロンシャトー101号、開始決定時の住所堺市堺区出島町４丁６番16号
破産者　土屋　慎一
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０２７号
大阪府藤井寺市東藤井寺町６番７号
破産者　八釼　　隆
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０３０号
堺市堺区少林寺町東２丁１番７号、前住所堺市北区南花田町417番地２
破産者　岡本惠美子
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
鳥取県倉吉市東鴨新町752番地の１
破産者　中橋　　司
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１１号
愛媛県四国中央市金田町金川375番地の３
破産者　宮内　昌幸
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第８３号
愛媛県西条市飯岡1860番地15
破産者　酒井　利春
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部